

香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月6日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団規則第5号

香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成29年香川県広域水道企業団規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書) 第8条 略</p> <p><u>(保有個人情報開示請求事案移送通知書)</u> <u>第8条の2 条例第21条の2第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第7号様式の2）により行うものとする。</u></p> <p>(保有個人情報の開示に係る意見照会書等) 第9条 略</p> <p>(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書) 第16条 略</p> <p><u>(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)</u> <u>第16条の2 条例第31条の2第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第16号様式の2）により行うものとする。</u></p> <p>(保有個人情報訂正通知書) 第17条 略</p> <p><u>第7号様式（第8条関係）</u> 略</p>	<p>(保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書) 第8条 略</p> <p>(保有個人情報の開示に係る意見照会書等) 第9条 略</p> <p>(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書) 第16条 略</p> <p>(保有個人情報訂正通知書) 第17条 略</p> <p><u>様式第7号（第8条関係）</u> 略</p>

第7号様式の2（第8条の2関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第21条の2第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号（ ） —
移 送 し た 日	年 月 日（ ）
移 送 し た 理 由	
備 考	

注 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

第8号様式（第9条関係）

略

第9号様式（第9条関係）

略

様式第8号（第9条関係）

略

様式第9号（第9条関係）

略

第10号様式 (第9条関係)  
略

第11号様式 (第9条関係)  
略

第12号様式 (第13条関係)  
略

第13号様式 (第14条関係)  
略

第14号様式 (第14条関係)  
略

第15号様式 (第15条関係)  
略

第16号様式 (第16条関係)  
略

様式第10号 (第9条関係)  
略

様式第11号 (第9条関係)  
略

様式第12号 (第13条関係)  
略

様式第13号 (第14条関係)  
略

様式第14号 (第14条関係)  
略

様式第15号 (第15条関係)  
略

様式第16号 (第16条関係)  
略

第16号様式の2（第16条の2関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

香川県広域水道企業団企業長 回

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県広域水道企業団個人情報保護条例第31条の2第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号（ ） ー
移 送 し た 日	年 月 日（ ）
移 送 し た 理 由	
備 考	

注 この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。  
なお、移送を受けた実施機関が訂正決定をした場合は、移送した実施機関は、訂正の実施をします。

第17号様式（第17条関係）  
略

第18号様式（第18条関係）  
略

様式第17号（第17条関係）  
略

様式第18号（第18条関係）  
略

第19号様式（第19条関係）  
略

第20号様式（第19条関係）  
略

第21号様式（第20条関係）  
略

第22号様式（第21条関係）  
略

様式第19号（第19条関係）  
略

様式第20号（第19条関係）  
略

様式第21号（第20条関係）  
略

様式第22号（第21条関係）  
略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。